

2026 年度循環ビジネス事業化促進コンサルティング等業務委託 企画提案募集要領

1 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（１）から（５）の項目について、事業を受託した場合の内容を記述すること。

（１）実施体制

ア 事業実施体制（組織・人員等）

業務を実施する体制（組織、社内及び社外のバックアップ体制等）

イ スタッフの業務経歴

業務に従事するスタッフの過去の業務経歴

ウ 過去の類似事業の実績

過去３年間（2023 年度～2025 年度）に受託した類似事業の受託実績（記載項目は事業名、実施期間、業務内容、事業実施者、事業金額等）

（２）事業実施計画及びスケジュール

ア 事業実施計画

事業全体に係る総合的な事業実施計画

イ 事業スケジュール

事業が適切に行われる日程が示されているスケジュール及びスケジュールに基づく業務の進め方等

（３）事業に関する企画等

ア 循環ビジネスの事業化等に向けたコンサルティング業務

- ・循環ビジネスの技術開発の指導・経営相談の進め方や考え方等
- ・大学や研究機関の研究者や企業などのビジネスパートナーの斡旋・紹介の方法等

イ 循環ビジネスの発掘・創出業務

- ・循環ビジネスの発掘に向けた事業者情報の収集方法等
- ・循環ビジネスの事業化の可能性のある事業についての市場性・事業採算性の分析・評価手法等

ウ 循環型社会形成推進事業費補助金及び愛知環境賞の支援業務

- ・申請者や応募者に対する相談等の実施手法、採択事業者へのフォロー体制、それらの支援に関する進め方や考え方等

エ サーキュラーエコノミーの普及促進業務

- ・サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームへの支援方法等
- ・連携の望まれる事業者の発掘・マッチング方法、環境技術の開発や環境イノベーションに資する情報収集や提供の手法等

オ あいち資源循環推進センターの運営支援業務

- ・センターが実施する会議やイベント等各種行事における事業者等への周知手法等

カ その他（独自提案等）

- ・本業務の委託金額限度額の範囲内で、その他、本事業の目的を達成する上でプラスとなる提案

（４）社会的価値の実現に資する取組 【様式４】

社会的価値の実現に資する取組に関すること

(5) 概算費用

事業の実施に係る概算費用（見積額）及び項目ごとの内訳

2 評価基準

(1) 評価項目

評価項目等は以下のとおりとする。

評価項目	基準	
実施体制	① 事業実施体制 (組織・人員等)	要員数、体制、役割分担が明確にされているか。
	② スタッフの業務経歴	業務に従事するスタッフの業務経歴は十分かつ適切か。
	③ 過去の類似事業の実績	過去の類似事業の実績は十分かつ適切か。
事業実施計画 及び スケジュール	④ 事業実施計画	本業務の趣旨を理解した計画になっているか。
	⑤ 事業スケジュール	適切なスケジュールとなっているか。
事業に関する 企画等	⑥ 循環ビジネスの事業化等に向けたコンサルティング業務	循環ビジネスの技術開発の指導・経営相談ができる内容か。 大学や研究機関の研究者や企業などのビジネスパートナーの斡旋・紹介ができる内容か。
	⑦ 循環ビジネスの発掘・創出業務	循環ビジネスの発掘に向けた事業者情報の収集や、循環ビジネスの事業化の可能性のある事業についての市場性・事業採算性を分析・評価できる内容か。
	⑧ 循環型社会形成推進事業費補助金及び愛知環境賞の支援業務	申請時の相談や、採択・選定後のフォロー等は、申請者や応募者にとって利用しやすい実施手法か。
	⑨ サーキュラーエコノミーの普及促進業務	サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の取組に対する支援ができる内容か。 連携の望まれる事業者の発掘・マッチングや、環境技術の開発や環境イノベーションに資する情報提供等の支援ができる内容か。

	⑩ あいち資源循環推進センターの運営支援業務	センターが実施する会議やイベント等各種行事において、参加事業者等へ効果的に周知できる内容か。
	⑪ その他 (独自提案等)	県内のサーキュラーエコノミーに資する循環ビジネスにつながる提案があるか。
社会的価値の実現に資する取組	⑫ 環境に配慮した事業活動	ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。
		自動車エコ事業所の認定を受けていること。
		あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定。
		あいち生物多様性企業認証の認証を受けていること。
	⑬ 障害者等への就業支援	障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。)
		名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用していること。
		障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前年度)があること。
	⑭ 男女共同参画社会の形成	あいち女性の輝きカンパニーの認証を受けていること、もしくは女性の活躍促進宣言を提出していること。
		えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること。
	⑮ 仕事と生活の調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。
		あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。
		くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること。
愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること、及び愛知県「休み方改革」イニシアチブのうち「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施していること。		
⑯ その他	あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。	